

浜 情 委 第 7 2 号
平成 2 9 年 1 1 月 2 0 日

浜松市長 鈴木康友 様
(人事課)

浜松市情報公開・個人情報保護委員会
委員長 鈴木 孝裕

浜松市情報公開条例第 1 9 条の規定に基づく諮問について (答申)

平成 2 9 年 3 月 1 6 日付け浜総人第 6 7 3 号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

「平成〇〇年〇月〇〇日付け浜総文第〇〇号のとおり平成 1 9 年度請求者〇〇〇宛通知
に係る全ての文書及び起案文書と決裁文書 なお公開請求通りの文書を速やかに公開のこ
と」の公文書非公開決定に対する審査請求についての諮問

(諮問第 9 8 号)

1 委員会の結論

浜松市長が非公開とした処分は妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 平成28年11月24日、審査請求人は、「平成〇〇年〇月〇〇日付け浜総文第〇〇号のとおり平成19年度請求者〇〇〇宛通知に係る全ての文書及び起案文書と決裁文書 なお公開請求通りの文書を速やかに公開のこと」の公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）をした。
- (2) 平成28年12月6日、処分庁は、浜松市情報公開条例（以下「条例」という。）第10条の規定を適用し、当該公文書の存否を明らかにしないで公文書非公開決定（以下「本件非公開決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 平成29年3月3日、審査請求人は（2）の処分を不服として、審査庁に対して審査請求を行った。
- (4) 平成29年3月16日、審査庁は、条例第19条の規定に基づき浜松市情報公開・個人情報保護委員会に諮問を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、次のように主張している。

(1) 審査請求の趣旨

本件非公開決定を取消し、本件公開請求の対象となる公文書の全部を公開することを求める。

(2) 審査請求の理由

本件非公開決定について、「浜松市情報公開条例第10条の規定により、公開請求を拒否する。」とし、その理由は「当該本人へ通知した事実の有無そのものが浜松市情報公開条例第7号第2号の個人に関する情報（中略）」であり、「平成19年度請求者〇〇〇宛通知」が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため」との記載があった。

実施機関は、条例第7号という架空の条文と個人情報についての定めはない条例第10条を根拠にしており、条例の適用を誤っていることは明らかである。

さらに、審査請求人が公開を請求した文書は、浜松市の起案文書、決裁文書であり、全て浜松市が作成・施行した文書であるにもかかわらず、この文書にどのような非公開情報が含まれているのかについて、具体的な説明がない。

4 実施機関の主張

本件審査請求の争点は、本件公開請求の対象となる公文書に係る情報が条例第10条に規定する「当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」に該当するか否かである。

(1) 条例第10条該当性について

条例第10条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。「当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」とは、公開請求の対象となった公文書は存在するが非公開とすると答えるだけで、又は、公開請求の対象となった公文書は存在しないと答えるだけで、本来保護されるべき非公開情報を公開した場合と同様の結果をもたらす場合をいう。

この場合、実施機関は条例第10条の規定を適用して、当該公文書の存否に関わらず、常に当該公開請求を拒否することとなる。

なお、条例第10条における「非公開情報」とは、条例第7条各号に掲げる情報をいい、これは条例第7条柱書において、「公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）」と規定されていることから疑う余地はない。本件審査請求に係る公開請求において、審査請求人は「平成19年度請求者〇〇〇宛通知」という、特定の個人（本人。すなわち審査請求人自身）を名指しして公文書の公開を請求しているが、当該本人へ通知したかどうかは、その事実の有無自体が条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報（略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

本件公開請求においては、仮に請求の対象となる公文書が存在したとして、条例第7条第2号を適用して非公開決定をした場合、特定の個人が通知を受けたという事実が明らかとなり、反対に、仮に請求の対象となる公文書が存在しなかったとして、文書不存在として非公開決定をした場合、特定の個人が通知を受けなかったという事実が明らかになってしまう。

以上のことから、実施機関は個人に関する情報を明らかにすることとなるため、条例第10条の規定を適用し、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否した。

(2) 請求人本人による自己情報の公開請求について

審査請求人は、いわゆる自己情報の公開請求を行っている。条例の定める公文書公開請求は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず請求を認める制度である。

このため、たとえ請求者本人が自己情報の公開請求をしたとしても、当該情報は条例第7条第2号に規定する個人に関する情報、すなわち非公開情報に該当することとなる。

これは、条例第7条第2号が単に「特定の個人」とのみ規定して本人を除外していないこと、また、その他の条文においても、本人からの公開請求があった場合について特段の規定を設けていないことから明らかである。

よって、本人の自己情報であっても、条例第7条第2号が該当するものであるとし

て、条例第10条の規定を適用したことは適当である。

なお、本人が自己情報を知りたいときは、情報公開制度でなく、保有個人情報開示制度にて対応すべきであり、審査請求人には以前から繰り返し教示している。

5 委員会の判断

(1) 本件に係る法令等の規定について

条例第10条において、実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができることとされ、このうち「非公開情報」とは条例第7条において同条各号に掲げる情報をいうとされている。

そして、条例第7条第2号では、個人情報（個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（同号アからウまでに掲げる情報を除く。）をいう。以下同じ。）を非公開情報として規定している。

このように、条例第10条が公開請求に係る公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができることとしているのは、公開請求に係る公文書が存在するが非公開とする又は存在しないと回答するだけで個人情報その他の非公開情報を公開したのと同様の結果となり、本来非公開情報として保護すべき利益が侵害される場合があり得ることから、このような事態に対処するためである。

(2) 本件非公開決定について

条例に基づく公文書公開請求制度は、何人に対しても請求の目的のいかんを問わず請求を認めていることから、特定の個人が識別される情報であれば、条例第7条第2号アからウまでに該当しない限り、非公開情報となる。これは、仮に本人から、本人が識別される情報について公文書公開請求があった場合であっても同様であり、公開請求者が誰であるかは考慮されない。

これを本件についてみると、本件公開請求は、平成19年度において特定の個人に対する通知に係る全ての文書並びに当該文書に係る起案文書及び決裁文書を対象として行われたものであるところ、当該文書が仮に存在したとして、実施機関が公開又は存在するが非公開若しくは部分公開の決定を行った場合、特定の個人が通知を受けたという事実があることを明らかにすることとなる。

反対に、仮に存在しなかったとして、実施機関が文書不存在を理由として非公開と決定した場合、特定の個人が通知を受けなかったという事実を明らかにすることとなる。

そして、特定の個人が通知を受けたかどうかは条例第7条第2号に規定する個人に関する情報すなわち非公開情報に該当するものである。

したがって、本件公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することになるため、実施機関が条例第10条を適用し、本件公開請求に係る公文書の存否を明らかにしないで、本件公開請求を拒否したことは妥当である。

(3) 本件非公開決定の理由について

審査請求人は本件非公開決定について、その理由において示されたところによれば、条例第7号という架空の条文と、個人情報についての定めはない条例第10条を根拠にしており、条例の適用を誤っていると主張している。

この点、実施機関は弁明書(平成〇〇年〇月〇〇日付浜総文第〇〇〇号)において、本件非公開決定の理由中「条例第7号第2号」を「条例第7条第2号」に訂正しているとおり、条例第7号とは明らかな誤記であり、架空の条文が理由において示されたとの主張は当たらない。

また、条例10条には個人情報についての定めはないとの主張については、条例第7条第2号において規定する個人に関する情報については原則として非公開情報とされているから、本件非公開決定の理由中の「個人に関する情報」が条例第10条に規定する非公開情報であることも明らかである。

したがって、本件非公開決定における理由の付記に瑕疵があったと認めることはできない。

以上のことから、実施機関が非公開とした処分は妥当である。

よって「1 委員会の結論」のとおり判断する。

6 委員会不服審査部会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 3月16日	諮問を受けた。
4月11日	審査庁から弁明書を受理した。
5月24日	審査庁から反論書を受理した。
8月 1日	諮問の審査を行った。
9月 4日	答申案の検討を行った。

浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会 委員名簿

	氏 名	職 業 等
部会長(委員長)	鈴木 孝裕	弁護士
委員長職務代理	原田 伸一郎	静岡大学情報学部 准教授

委員	秋永 利明	常葉大学経営学部 准教授
委員	三室 正夫	浜松市自治会連合会理事
委員	山中 千恵子	浜松市人権擁護委員連絡協議会

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順